

日本小児科医会ニュース

JAPAN PEDIATRIC ASSOCIATION (J.P.A.) NEWS

No.55・2013

発行/(一社)日本小児科医会
 発行人/松平 隆光
 東京都新宿区西新宿5-25-11
 和光堂西新宿ビル2階〒160-0023
 TEL 03-5308-7131
 FAX 03-5308-7130

「巻頭言」

小児保健法制定に向けて

日本小児科医会会長 松平 隆光

小児保健法とは、「子どもの権利を認め、子ども自身が健全に成長していくためのより良い環境作りと、それを社会全体で支えるシステムを制度化するための法律」といえる。

1人の女性が生涯に産む子どもの平均数を示す合計特殊出生率は、1974年に人口維持に必要な水準を下回ってから下がり続け、平成23年では1.39となった。このため、出生数は前年比2万606人減の105万698人と過去最少を記録した。出生数低下と平均寿命の伸長は、わが国に人類史上経験の無い超少子高齢社会をもたらすことになる。

日本小児科医会、日本小児科学会、日本小児保健協会の3者で構成される日本小児科連絡協議会が発足させた「小児保健法プロジェクトチーム」の見解によると、わが国のとどまることを知らない出生数低下は、社会構造や国民の多様な価値観と深くかわかり、さらに子育てが精神的・身体的・経済的な個人の負担の限界を超えているためと考えられるとしている。

従来からヨーロッパ先進諸国では、年齢、性別や障害での差別を改善して女性の就労と子育て環境を整えてきた。そして子育てを次世代育成のための社会全体の問題としてとらえ、母子保健から医療まで広くその権利を親に保障している。さらに子どもを1人の人格をもった権利主体として認めるとともに、よりよい環境で育てられる権利を保障してきた。しかし、わが国では急激な少子化のため社会的施策が立ち遅れ、女性が産みにくく育てにくい家庭、職場、社会環境を作ってしまった。今後は親にとっても育つ子どもにとっても安定した生活を保障するために多様な経済的、身体的、精神的な支援が必要となっている。

「小児保健法プロジェクトチーム」が「小児保健法」に包含すべき内容としたものは、

- ①基本理念として、新生児から思春期まで一貫して扱える、小児を中心とした保健、医療、福祉の法律とすること。
- ②小児の保健では、これが疾病に罹患しないことだけでなく、精神的・身体的により健全な状態確保のための手段であるべきとした。
- ③小児の福祉では、これが社会的・身体的・精神的に恵まれない小児を救済することに加えて、すべての小児により良い社会生活環境を提供するための施策であるべきとした。
- ④小児の医療では、これが従来の医療保険から独立し、新たに老人保健法に対応した医療保健制度の確立を提言している。

日本小児科医会では①子どもの権利条約を守ります。②子どものための国の予算を増やします。③子ども家庭省の設置を実現します。④すべての予防接種を無料化し

ます。という内容のポスターを作成し全国の会員に配布した。

小児保健法制定を目指した活動については、平成16年と18年に出版された日本医師会乳幼児保健検討委員会答申を受けて「子ども支援日本医師会宣言」が採択され、その中に「小児保健法制定」が明記され、日本医師会の主要事業として法案成立に向けての動きが始まった。平成19年8月には、日本医師会の中に師研也元日本小児科医会会長を委員長とする「小児保健法検討委員会」が設置され、平成20年1月に基本理念法の内容を備えた小児保健法検討委員会答申が唐澤祥元日本医師会会長に提出された。その後、超党派による議員立法を目指し、国会議員、日本医師会役員、小児保健法検討委員会委員を交えての勉強会が開催された。その中で、小児保健法の具体的内容の検討が必要となり、日本医師会今村定臣担当理事により、子どもの健診、医療費助成、予防接種についての全国調査が実施された。その結果、地域による格差の存在が明らかとなり、国会日程に向け具体的な作業に入った。しかし、国家が空転したまま平成21年8月の選挙に突入し、具体的な動きがないまま現在に至っている。

わが国の経済が停滞した中、高齢化を迎え今後の社会保障制度を維持して行くためには、社会保障と税の一体改革が必要となり、消費税の引き上げとともに、社会保障改革関連5法案が3党合意のもとに成立した。

その中の「子ども・子育て関連3法」の一つ、「子ども・子育て支援法」は、我々が従来から主張してきた「小児保健法」の内容を一部取り入れたものと考えられる。「子ども・子育て支援法」の基本理念は①子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有す。②子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。③子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮が必要であると記載されている。

今回国会で成立した「子ども・子育て支援法」は、幼保連携型認定子ども園の拡充など施設整備が主な法案内容になっており、我々の主張する「小児保健法」に記載されている項目を全て網羅しているわけではない。しかし、子育てに対する国の費用負担を増やすとともに一般事業主からの拠出金徴収や内閣府に、子ども・子育て会議を置くことなど評価できる部分もある。

子育て支援策が比較的豊かなフランスでは、GDPの3%が子育て対策に使われている。これに対してわが国ではその費用は1%にすぎない。わが国の親が子育てと仕事を両立できる社会にするためには、さらにGDP比2%（約10兆円）の子育て支援費用が必要である。

会長挨拶

新しい年を迎えて

会長 松平 隆光



新春のお喜びを申し上げます。会員の皆さまにとって、明るく希望に満ちた年でありますようお祈り申し上げます。

昨年、6月9日に開催されました一般社団法人日本小児科医会平成24年度定時総会で新たな執行部が誕生しました。お蔭様で、会員の皆さま、役員の皆さま、事務局の皆さまのご支援とご協力を

得て、平成24年度事業を無事執行することができております。年頭にあたり、感謝申し上げます。

平成24年度事業として、小児保健法制定、予防接種法改定、診療報酬改定影響調査、小児救急電話相談事業充実、子どもの心相談医の質の向上、小児科総合医のあり方、乳幼児保健の充実などが上げられ、各担当の委員会では議論が進められております。日本小児科医会の事業は毎年数が増えており、そのため担当役員や委員の先生方への負担が多くなっていると思います。しかし、わが国の子どもたちの現状を考えると時間的な猶予はありません。

わが国の少子高齢化が叫ばれて久しいのですが、現在はその入り口と言えます。本当の少子高齢化に伴う社会的な影響はこれからです。厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は昨年1月に長期的な日本の人口動向を予測した「将来推計人口」を公表しました。それによりますと、2060年の日本の人口は8674万人と2010年と比べ32%、4132万人減少すると試算しております。

しかも高齢者といわれる65歳以上が5人に2人を占めるほか、生涯未婚の比率が5人に1人に高まり、少子高齢化が加速すると予測し、社会保障制度の持続可能性が改めて問われております。昨年、社会保障・税一体改革が議論され消費税増税が決まりましたが、出生率を反転・上昇させて働く世代を長期的に増やしていかなければ、人類史上経験のない未曾有の超高齢化社会を乗り切ることはできないとする意見があります。出生率を上げることのみに固執することにも異論はありますが、この人口推計をわが国の貧困な少子化対策への警告と受け止め、具体的なより効果的な子育て支援策が求められているのは間違いありません。

子供期に恵まれない環境で育つと、その影響はその後の人生に大きな負の影響を及ぼすといわれております。子供期に貧困だった層は、そうでない層に比べ、現在の

幸福度が9.4%低く、健康である確立も11.7%低いことが実証分析によって明らかとなっております。しかも、その原因は直接的要因であるため、子供期を過ぎてからの政策では、マイナスの影響を完全に解消できません。さらに、親から虐待を受けた子どもが成人期になると、精神健康に負の影響をもたらしていることもわかってきました。子どものために「安全で安心できる社会」を早急に作らなければなりません。子供期を過ぎてから対応しても、手遅れになりかねません。

今年の文部科学省の調査によりますと、全国の公立小中学校の通常学級に在籍する児童生徒のうち、人とコミュニケーションがうまくとれないなど発達障害の可能性のある小中学生が6.5%に上ることがわかりました。推計で全国に約60万人に上り、40人学級で1クラスにつき2～3人の割合になります。

その中で、最も頻度が高いのが学習障害で次いで注意欠陥多動性障害、高機能自閉症の順でありました。本来、個々の状況に応じた指導計画を作成して学校は対応すべきですが、これを受けた児童生徒は11.7%で、全く学校での特別な支援を受けていない児童生徒が38.6%いることも明らかとなり、わが国の子どもへの支援が乏しいことが指摘されております。子どもは国の宝といわれて久しいのですが、わが国の少子化対策は一向成果が上がらないまま今日に至っております。

これからは、少子化対策を政府のみに任せていたのでは実効性に欠けるため、広く民間も含めた子育て支援策が求められているのではないかと感じます。厚生労働省がまとめた男性の育休取得率は2011年度2.63%と、北欧と比較すると低い水準ではありますが前年度比ではほぼ倍増し過去最高を記録しました。この傾向は、2010年の改正育児・介護休業法により取得しやすくなったことと、大企業や社会が男性の育児休業取得に対し少しずつではありますが理解が広まってきているといえましょう。

成熟した社会では、少子化対策は絶えず忘れてなりません。少しの発想転換でこの閉塞感を和らげることも可能です。現在65歳以上を国際的に高齢者と規定していますが、この基準ができたのは1950年代でした。平均寿命の延長を考えると、1955年当時の65歳と同等に元気な年齢は2010年では男性が74.4歳、女性は76.4歳に相当するといわれております。この年齢をもって高齢者と規定しますと、わが国の高齢化率は2030年で約16%となり高齢社会といわなくてもすみそうです。

今後わが国にとって、子育て支援策が最重要であることには変わりありません。しかし、平均寿命が延びた恩恵を享受し、高齢者が活躍できる環境作りも併せて考える時期にきていると思います。